

職場の労働問題でお困りの方へ

～労働相談・個別労働紛争解決機関・団体のご紹介～

労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関の問い合わせ先、各機関・団体の実施するサービス、制度等についてご紹介します。なお、サービス内容、制度の詳細については各機関・団体に直接お問い合わせください。

～まずは相談したい方～

広島労働局
雇用環境・均等室

法テラス広島

広島地方裁判所

広島弁護士会

広島県商工労働局
雇用労働政策課

広島県労働委員会

広島県社会保険
労務士会

～紛争解決制度を利用したい方～

広島県社会保険
労務士会

広島労働局
雇用環境・均等室

広島県労働委員会

～裁判、労働審判等を利用したい方～

広島簡易裁判所

広島地方裁判所

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
広島労働局 (雇用環境・均等室)	広島労働局雇用環境・均等室 総合労働相談コーナー 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 2号館 5階 082-221-9296	総合労働相談 コーナーにおける 情報提供・相談	【制度概要】 解雇、雇止め、賃金引下げ等の労働条件のほか、募集・採用、いじめ・嫌がらせなど、労働問題に関するあらゆる分野についての相談を受け付けております。
	庁外コーナー 広島中央総合労働相談コーナー 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 2号館 1階 082-221-2460		【費用】 無料。
	呉総合労働相談コーナー 呉市中央 3-9-15 0823-22-0005		【相談方法】 電話又は面談。予約不要。
	福山総合労働相談コーナー 福山市旭町 1-7 084-923-0005		【相談日時】 ●広島労働局総合労働相談コーナー 月曜～金曜 8:30～17:00 (祝祭日、年末年始除く) ●庁外コーナー (各労働基準監督署内コーナー) ・広島中央総合労働相談コーナー ・呉総合労働相談コーナー ・福山総合労働相談コーナー ・三原総合労働相談コーナー ・尾道総合労働相談コーナー ・三次総合労働相談コーナー ・広島北総合労働相談コーナー ・廿日市総合労働相談コーナー 月曜～金曜 8:30～17:00 (祝祭日、年末年始除く) ※非常勤職員による運営のため不在の日があります。
三原総合労働相談コーナー 三原市宮沖 2-13-20 0848-63-3939	広島労働局長 による 助言・指導	【制度概要】 民事上の個別労働紛争について、広島労働局長が、紛争当事者に対し、その問題点を指摘し、解決の方向を示すことにより、紛争当事者の自主的な紛争解決を促進する制度です。	
尾道総合労働相談コーナー 尾道市古浜町 27-13 0848-22-4158		【費用】 無料。	
三次総合労働相談コーナー 三次市十日市東 1-9-9 0824-62-2104	広島紛争調整 委員会による あっせん	【制度概要】 民事上の個別労働紛争について、広島労働局長から委任を受けた広島紛争調整委員会 (弁護士、大学教授、社会保険労務士等の委員で構成) から選任されたあっせん委員が、紛争解決に向けてあっせんを実施します。 長い時間と多くの費用を要する裁判に比べ、手続が迅速かつ簡便です。 紛争当事者間であっせん案に合意した場合には、合意された内容は、民法上の和解契約の効力をもちます。 非公開のためプライバシーは保護され、あっせんを申請したことを理由に事業主が不利益な取扱いをすることが禁止されています。 あっせんの参加は当事者の自由意思によります。両者の参加がない場合、あっせんは開かれませんが、	
広島北総合労働相談コーナー 広島市安佐北区可部南 3-3-28 082-812-2115		【費用】 無料。	
廿日市総合労働相談コーナー 廿日市市新宮 1-15-40 0829-32-1155		【特長】 簡易・迅速・無料・秘密厳守の解決援助サービス！	

広島労働局（雇用環境・均等室）

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
広島県商工労働局雇用労働政策課	<p>広島県労働相談コーナー ひろしま 広島市中区基町 10-52 県庁東館3階 0120-570-207</p> <p>広島県労働相談コーナー ふくやま 福山市三吉町一丁目 1-1 県福山庁舎第2庁舎1階 0120-570-237</p> <p>【特長】 専門家が丁寧に対応します。相談無料・秘密厳守。</p>	相 談	<p>【制度概要】</p> <p>◆一般労働相談 労働相談員が、労働問題全般について、電話や面接で相談をお受けします。</p> <p>◆特別労働相談（弁護士相談）《予約制》 弁護士が、一般労働相談のうち法律問題や法的な対応が必要なものについて、面接で相談をお受けします。</p>
			<p>【費用】 無料。</p>
			<p>【相談方法】</p> <p>◆一般労働相談 電話又は面談</p> <p>◆特別労働相談（弁護士相談） 面談（一般労働相談を受けていただいた後に、予約を受け付けます。）</p>
			<p>【相談日時】</p> <p>◆一般労働相談 月曜～金曜日（祝祭日、年末年始（12/29～1/3）は除く） 9:00～12:00 , 13:00～16:00</p> <p>◆特別労働相談（弁護士相談） ひろしま 奇数月第3水曜日 13:00～15:00 ふくやま 偶数月第3水曜日 13:00～15:00</p>

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
広島県労働委員会	<p>広島県労働委員会事務局 〒730-8511 広島市中区基町 9-42(広島県庁東館7F) TEL082-513-5162 FAX 082-228-2075 E-mail roui@pref.hiroshima.lg.jp</p> <p>ホームページもご覧ください。 http://www.work2.pref.hiroshima.jp/roui/</p> <p>【特長】 公（公益委員）・労（労働者委員）・使（使用者委員）の三者構成を活かした解決援助サービス！</p>	個別労働関係紛争 あっせん	<p>【制度概要】 労働者個人と事業主との間で生じた労働条件をめぐる紛争について、労働問題に経験豊かな公益委員、労働者委員、使用者委員の三者構成のあっせん員が、双方の言い分を聞いて、話し合いによる解決をお手伝いします。 労使あっせん員による懇切丁寧な対応により、金銭解決のみならず、労働関係の改善につながる解決が可能になるケースもある点が他の機関と比べた場合の大きな特色です。 なお、相手方があっせんに応じない場合、解決の見込みや合意が図れない場合、あっせん手続きは終了となります。 ※ 労働者個人ではなく、労働組合と事業主との間の労働争議については、労働委員会の集団的労使紛争のあっせん・調停・仲裁・不当労働行為救済の制度を利用することをご検討ください。</p>
			<p>○ 費用は無料、秘密厳守 ○ 労働トラブル解決支援相談電話 082-513-5162 ○ メール相談 【受付】平日：8時30分～12時、13時～17時 あっせんに関する相談は、メールでのご相談も受け付けています。</p>

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">日本司法支援センター広島地方事務所（法テラス広島）</p>	<p>法テラス広島 広島市中区八丁堀 2-31 広島鴻池ビル 1F 0503383-5485</p> <p>サポートダイヤル 0570-078374</p> <p>【特長】 労働問題等の様々な法律 トラブルに対応！</p>	<p>情報提供</p>	<p>【サービス内容】 利用者からの問い合わせに応じて、法制度に関する情報と、相談機関・団体等に関する情報を無料で提供します。法的トラブルにあい、どのような解決方法があるのか分からない、どこに誰に相談していいのか分からないという方々に、解決のための道案内をいたします。</p> <p>【費用】 無料（通話料は利用者負担）。</p> <p>【利用方法】 電話又は来所。</p> <p>【受付日時】 ●法テラス広島 平日 9:00～16:00 （土日祝祭日休業） ●サポートダイヤル 平日 9:00～21:00、土曜日 9:00～17:00 （日曜祝祭日休業）</p> <p>【注意点】 情報提供業務では、個別法律相談や法的判断は行っていません。 地方事務所においては消費生活専門相談員資格者など窓口対応専門職員による対応、サポートダイヤルにおいてはオペレーターによる対応となります。</p>
			<p>民事法律扶助</p>

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
広島弁護士会 広島弁護士会 (連絡先) 各相談窓口の連絡先電話番号をご覧ください。 【特長】 法律の専門家が実効的なアドバイスを行います (秘密厳守)		法律相談 (電話相談)	【サービス概要】 「解雇された」、「給料を払ってもらえない」、「仕事でケガをした(病気になった)」、「セクハラ・パワハラで困っている」などの労働問題について、弁護士が無料でアドバイスします。 【費用】 無料 【相談日時】 毎週水曜日の午後3時～午後7時の間に、 080-2936-9497 までお電話ください。 * 話し中の場合はしばらく待ってからおかけ直してください。 * 祝日、年末年始、GW期間その他お休みすることがあります。
		法律相談 (面談相談)	【サービス概要】 弁護士の面談による法律相談(予約制)。 ① 紙屋町法律相談センター(広島) 予約電話: 082-225-1600 予約受付時間: 9時30分～16時 ② 法律相談センター福山 予約電話: 084-973-5900 予約受付時間: 9時30分～16時 (土曜・日曜・祭日を除く) ③ 呉法律相談センター 予約電話: 0120-969-214 予約受付時間: 9時30分～16時 (火曜日を除く) ④ ひがし広島法律相談センター 予約電話: 082-421-0021 予約受付時間: 9時30分～16時 (火曜日を除く) ⑤ 備北法律相談センター 予約電話: 0824-64-1008 予約受付時間: 9時30分～17時 (火曜日を除く) 【費用】 ① 紙屋町法律相談センター(広島) 40分 6,480円(消費税込) ② 法律相談センター福山 ③ 呉法律相談センター ④ ひがし広島法律相談センター ⑤ 備北法律相談センター 30分 5,400円(消費税込) * 経済的にお困りの方は、法テラスの民事法律扶助による無料法律相談(相談援助)を受けることができますので、予約電話の際にお問い合わせください。

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
広島弁護士会	<p>広島弁護士会 (連絡先) 各相談窓口の連絡先電話番号をご覧ください。</p> <p>【特長】 法律の専門家が実効的なアドバイスを行います (秘密厳守)</p>	法律相談 (面談相談)	<p>【相談日時】</p> <p>① 紙屋町法律相談センター (広島) 毎日 10時10分～16時25分 * 水曜日は夜間 (17時30分～19時30分) の相談にも応じています。</p> <p>② 法律相談センター福山 毎週水・金曜日 (祝日除く) 10時～16時 毎週月・火・木曜日 (祝日除く) 13時～15時</p> <p>③ 呉法律相談センター 毎週土曜日 10時～12時</p> <p>④ ひがし広島法律相談センター 毎週水曜日 13時～16時 (水曜日が休館日の場合は翌日)</p> <p>⑤ 備北法律相談センター 第2・4・5木曜日 13時～16時</p>
		法律相談 (面談相談)	<p>【相談場所】</p> <p>① 紙屋町法律相談センター (広島) (広島市のそごうデパート新館6階)</p> <p>② 法律相談センター福山 福山市三吉町1丁目6番1号 広島弁護士会福山地区会館内</p> <p>③ 呉法律相談センター (財) 呉海員会館 ビューポートくれホテル内</p> <p>④ ひがし広島法律相談センター 東広島市民文化センター研修室3 (東広島市西条西本町28-6 サンスクエア東広島2階)</p> <p>⑤ 備北法律相談センター 相談は三次市内の法律事務所でお伺いします。 詳しい場所は予約電話の際にご案内致します。</p>

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
広島県社会保険労務士会	広島県社会保険労務士会 広島市中区橋本町10-10 広島インテスビル5F 082-221-0610	総合労働相談	【サービス内容】 賃金の不払い、パワハラ、退職勧奨など労働問題全般に関する疑問に社会保険労務士がお答えします。
			【費用】 無料。
社労士会労働紛争解決 センター広島 広島市中区橋本町10-10 広島インテスビル5F 082-212-4481 【特長】 労働関係諸法令の専門家としての強みを発揮！	労働紛争解決 センターによる あっせん	【利用方法・相談時間】 ●電話相談 毎月第2・4木曜日 10:00~16:00 ●面談相談 同上	
		【制度概要】 主に、労働関係諸法令の専門家である特定社会保険労務士（あっせん員）が、職場のトラブル（解雇、賃金問題等）の当事者（労働者・経営者）双方の言い分を交互に聴きながら、話し合いによって、簡易、迅速、安価に円満解決を図ります。 気軽に利用でき、迅速に解決でき、円満に解決でき、低廉に解決できる制度です。 【相談時間】 ●電話相談 毎週 月・水・金（祝日及び年末年始等除く） 9:00~17:00 ●面談相談 同上	
			【費用】 当面无料。

	問い合わせ先	制度概要等
裁 判 所	<p>広島地方裁判所 広島市中区上八丁堀 2-43</p> <p>082-228-0458</p> <p>広島簡易裁判所 広島市中区上八丁堀 2-43</p> <p>082-502-2210</p> <p>※各手続の申立は、管轄のある裁判所に申し立ててください。</p>	<p>【各手続の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 民事調停手続（簡易裁判所） 調停主任（裁判官又は調停官）と一般国民から選ばれた調停委員 2 人以上が調停委員会を構成し、簡易な事案から複雑困難な事案まで実情に応じた話し合いによる解決を図る手続です。 双方が話し合うことを基本としており、必ずしも詳細な主張書面や証拠は必要とされませんので、自分 1 人でも手続を行うことができます。 ● 少額訴訟手続（簡易裁判所） 原則として 1 回の審理で判決がされる特別な訴訟手続で、60 万円以下の金銭の支払を求める場合に限り利用することができます。 事前に証拠等を準備する必要がありますが、複雑困難ではない事案の解決に有用な手続です。 ● 労働審判手続（地方裁判所） 労働審判官（裁判官）と労働関係の専門家である労働審判員 2 人が労働審判委員会を構成し、原則として 3 回以内の期日で、話し合いによる解決を試みながら、最終的に審判を行う手続です。 早期に的確な主張・立証を行う必要があるため、利用にあたっては、必要に応じて弁護士に相談することが望ましいでしょう。 ● 民事訴訟手続（簡易裁判所・地方裁判所） 裁判官が双方の主張を聴いたり、証拠を調べたりして、最終的に判決によって解決を図る手続です。請求する金額が140万円以下の場合は簡易裁判所、140万円を超える場合は地方裁判所の取扱いとなります。 厳格な手続の下、主張と証拠に基づいて権利関係を明らかにしていく手続であるため、当事者は証拠の提出と主張を的確に行う必要があります。
		<p>【費用】 上記手続のいずれについても申立手数料等が必要になります。手数料の金額は、手続の種別や請求する金額によって異なります。</p>
		<p>【ご注意】 裁判所では、上記手続に関する問合せにお答えしたり、案内用リーフレットをお渡ししたりできます。なお、労働相談、法律相談及び弁護士等の紹介は行っておりません。 上記手続以外にも、仮処分手続や支払督促手続等があります。</p>